

## 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

改正後(R2. 1)	現行(H31. 4)
<p>P.6</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録  受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。</u>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に<u>登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。</u></p> <p><u>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。</u></p> <p><u>(3) 登録完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</u></p>	<p>P.6</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録  受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発刊される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(3) 登録完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p>